

## 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供について

石川県では、東日本大震災で被災され、県内に避難された方を対象に、県が民間賃貸住宅を借り上げて、災害救助法による応急仮設住宅として提供します。（すでに避難された方が自ら契約して入居している住宅も対象になります。）

### 1 対象者（岩手県・宮城県から避難された方）

東日本大震災により居住していた住宅が全壊・大規模半壊等の被害を受けたことにより居住することができなくなり、自らの資力で住宅を確保することが困難な方

※ 原則として、被災自治体が発行したり災証明書等により確認します。

### 2 借上げ対象の住宅

① 入居人数が4人以下の世帯：家賃6万円以下

② 入居人数が5人以上の世帯：家賃9万円以下

※ 家賃がこの基準を超える場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、借上住宅とすることはできません。（6万円又は9万円まで補助する制度ではありません。）

### 3 県が負担する経費

① 入居時の経費

退去時修繕費（家賃2か月分）、仲介料（家賃0.525か月分）、損害賠償保険料

② 毎月の経費

家賃、共益費

※ その他の経費（光熱水費、駐車場料金、町会費等）は、原則として、入居者の負担となります。

### 4 入居期間

入居日（県の契約に切り替えた日）から最長2年間

※ 契約事務等の都合上、申請後、入居できるようになるまでには一定の期間を要しますので、あらかじめご理解ください。

### 5 申込期限

**平成23年12月28日（水）【必着】**

※ 申込期限後は、新たに借上住宅とすることはできません。期限までに避難している市町の担当窓口申請書類を提出してください。

### 6 入居までの流れ

① 仲介業者等に相談し、入居物件を決めてください。すでに自ら契約して入居している場合は、県の借上住宅とすることについて、仲介業者等と協議してください。

- ② 避難先の市町の担当窓口に入居申請書を持参し提出してください。

【申請時に必要な書類】

- ・ 石川県借上住宅入居申請書
- ・ 本人確認書類（住民票の写し又は運転免許証の写しなど）
- ・ 被災証明書の写し
- ・ 賃貸契約書の写し（すでに自ら契約している方のみ）

【申請書の提出先】

避難している市町の担当窓口

- ③ 県から入居決定通知を受けた後、仲介業者と協議し、入居の準備を進めてください。
- ④ 仲介業者の仲介により、入居者・貸主・県の3者で賃貸借契約を締結します。
- ⑤ 契約成立後、入居を開始してください。

7 自ら契約していた期間の家賃等について

岩手県・宮城県から避難された方は、希望する場合、自ら契約していた期間の家賃等についてもさかのぼって県が負担します。詳しくは別紙をご確認ください。

なお、いずれの場合も、既存の賃貸借契約は、県の契約に切り替える際に、貸主等と協議の上、解約してください。

8 注意事項

- ・ 一度、借上住宅に入居した場合は、他の借上住宅等の応急仮設住宅に転居することはできません。
- ・ 借上住宅の賃貸借契約は、更新がありませんので、借上期間の終了までに、退去しなければなりません。本人と貸主で新たな賃貸借契約を締結した場合に限り、自ら家賃を負担して、引き続き入居することは可能です。
- ・ 貸主等の同意が得られない場合は、借上住宅とすることはできません。
- ・ 県外で応急仮設住宅に入居していた方は、対象となりません。
- ・ 借上住宅には、被災者以外の方は入居できません。また、被災者であっても、借上住宅を生活の本拠としない方（週末のみ借上住宅で過ごす場合など）は、入居できません。
- ・ 借上住宅に入居した場合は、災害救助法による自宅の応急修理は受けられません。
- ・ 借上住宅は、被災者生活再建支援制度の加算支援金の支給対象にはなりません。

【制度に関する問合せ先】

石川県危機管理監室危機対策課

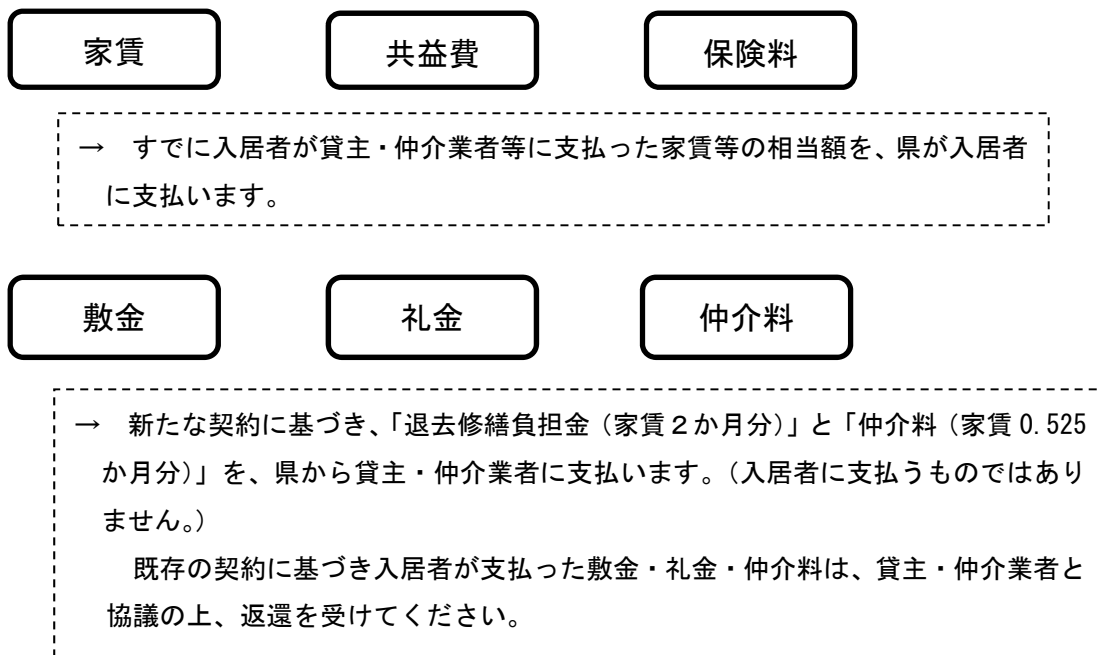
電話 076-225-1482

FAX 076-225-1484

メール [e170700@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:e170700@pref.ishikawa.lg.jp)

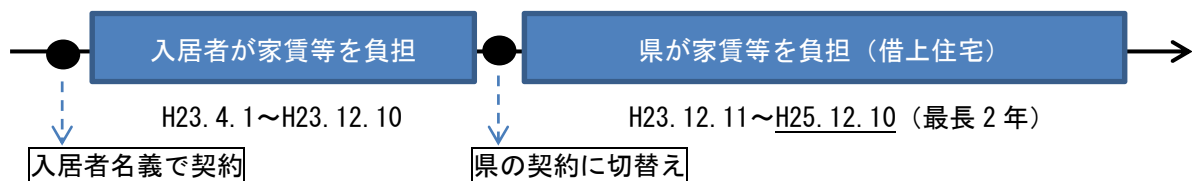
## 自ら契約していた期間の家賃等の遡及措置について（別紙）

岩手県・宮城県から避難された方を対象に、希望する場合は、自ら契約していた期間の家賃等についても、さかのぼって県が負担します。遡及措置を希望する場合は、入居申請書の提出時に、貸主及び仲介業者の押印を受けた上で、契約置換申請書兼請求書をあわせて提出してください。

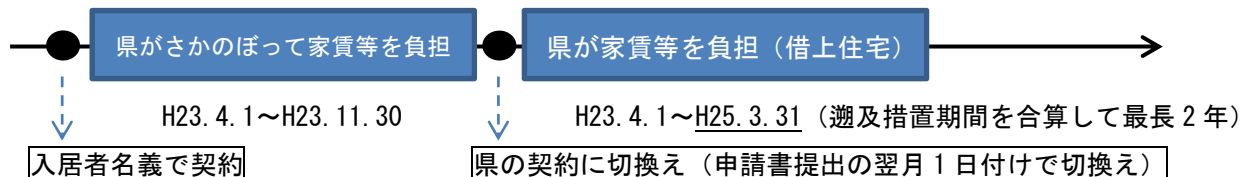


- ・ **遡及措置を受ける場合、当初の入居時から借上住宅として取り扱われますので、入居できる期間は当初の入居日から2年間となります。**（遡及措置を受けない場合は、入居できる期間は、県の契約に切り換えた日から2年間となります。）

（例：遡及措置を受けない場合の入居期間）



（例：遡及措置を受ける場合の入居期間）



- ・ 借上住宅以外の住宅に入居していた場合、当該住宅分の家賃等は、遡及措置の対象となりません。
- ・ **県の契約に切り替えた後に、遡及措置の取扱いを変更することはできません。**